

別紙

和解条項

- 1 被告は、「対象となる表示」記載の表示が有利誤認表示であることを認める。
- 2 原告と被告は、「対象となる表示」記載の表示が削除されていることを確認する。
- 3 被告は、今後、「対象となる表示」記載の役務と同種の取引に関し、優良誤認表示、有利誤認表示を用いて事業を行わないことを約束する。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

対象となる表示

(表示媒体)

被告ウェブサイト

(対象となる役務)

水回りトラブルに関する修繕等

(表示内容)

- 第1 「基本料金 350 円税込～」という表示
- 第2 「基本料金 350 円税込～」等と、実際の価格と比べて著しく低額な価格を表示し、対象となる役務を実際の価格を著しく下回る価格で受けられるかのように示す表示